

【学校保健安全法第3条】

国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

現行計画：令和4年3月25日閣議決定（令和4～令和8年度）

「第4次学校安全の推進に関する計画の策定」について（諮問）
（令和8年8月21日 第144回中央教育審議会総会）

第4次計画策定に向けての論点（案）

現行計画期間中の取組状況の検証及び近年の災害の激甚化やSNSに起因する犯罪被害、クマ等の鳥獣被害の恐れ、事件・事故、火災等の社会の状況変化を踏まえた対応

- 東日本大震災・能登半島地震・熊本地震、近年の災害の激甚化などを踏まえた地域と連携した実践的な防災教育
- 学校内外における事件・事故防止等の安全確保策、自転車等に関する交通安全教育の一層の充実
- SNSに起因する犯罪被害や生命（いのち）の安全教育など現代的課題への対応
- 学校の働き方改革への対応、校務DXや先端技術の活用等による効果的な安全教育・安全管理の在り方

教育活動全体を通じた安全教育の取組の推進と、全国的な質の向上

- 災害安全、生活安全、交通安全の三領域や現代的課題への対応を含めた安全教育の教育活動全体を通じた効果的な実施
- 指導時間の確保や全国的な取組の質向上のための、学校安全計画の位置付けやその内容の在り方
- 実践的な教育内容充実のための、学校と関係機関の連携強化の方策
- 次期学習指導要領等に向けた議論を踏まえた安全教育推進のための具体的方策

発生した事件・事故、火災等を踏まえ、安全教育や安全管理を適切に行うための組織体制の整備や、教職員の資質・能力の向上

- 校外学習・部活動なども含めた全ての教育活動（移動を含む）における学校安全の確保の徹底
- 学校安全の中核を担う教職員の配置など学校における組織体制の整備
- コミュニティ・スクールの仕組みの活用やセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた取組の充実など、学校と家庭・地域、警察・消防等の関係機関等の連携による持続的な学校安全の確保
- 教職員の資質・能力の向上方策の充実